

1. 職員の任用及び職員数に関する状況

(1) 任用の状況

①採用者数

平成21年度（平成21年4月1日～平成22年3月31日）に新たに採用された職員の状況は次のとおりです。

・一般行政職 3名

②退職者数

平成21年度（平成21年4月1日～平成22年3月31日）に退職した職員の状況は次のとおりです。

・普通退職 4名

(2) 職員数の状況

①部門別職員数

平成22年4月1日の部門別の職員数と主な増減理由は次のとおりです。

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成21年	平成22年		
一般行政部門	議会	1	1	0	
	総務	11	9	-2	区分の変更による
	税務	2	2	0	
	農林水産	1	1	0	
	土木	2	3	1	区分の変更による
	民生	6	6	0	
	衛生	4	4	0	
	小計	27	26	-1	
特別行政部門	教育	11	12	1	区分の変更による
	小計	11	12	1	
公営企業等 会計部門	水道	1	1	0	
	その他	2	2	0	
	小計	3	3	0	
合 計		41	41	0	

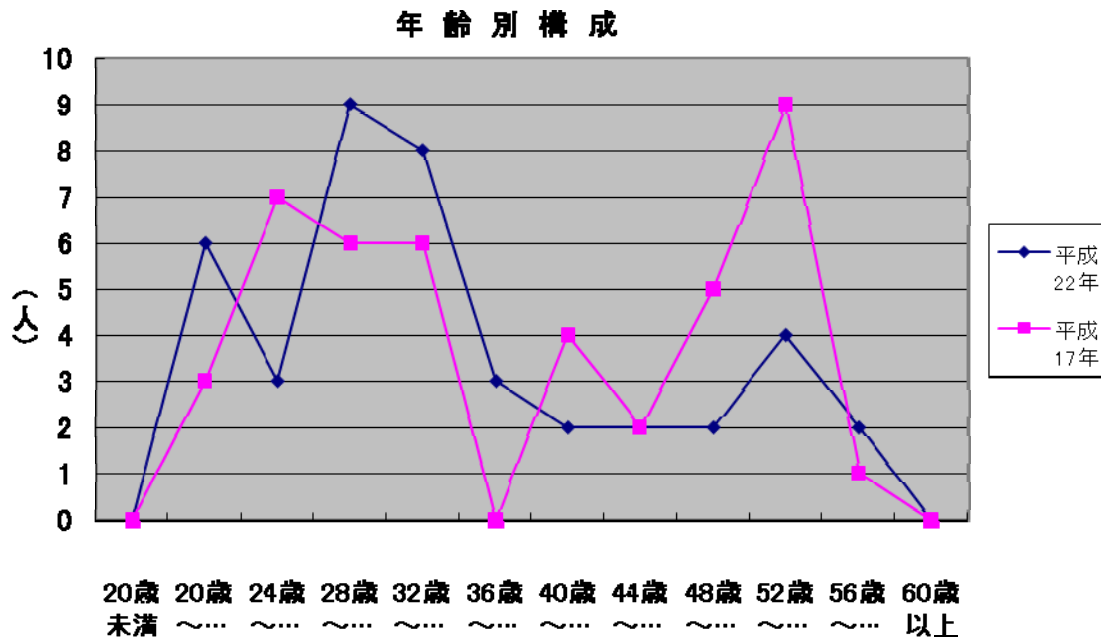
※総務・・・総務一般（財政、給与）、出納、戸籍、企画など

※民生・・・民生、保育など

※その他・・・国保、介護など

②年齢別職員構成の状況

平成22年4月1日と5年前の平成17年4月1日の職員の年齢別構成は次のとおりです。



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
平成22年	0	6	3	9	8	3	2	2	2	4	2	0	41
平成17年	0	3	7	6	6	0	4	2	5	9	1	0	43

③定員管理の数値目標及び進捗状況

平成17年3月31日の集中改革プランで策定した平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標と進捗状況をお知らせします。

平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日職員数	平成22年4月1日職員数	純減数	純減率
44人	41人	△3	△6.8%

定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）

		平成 17 年 計画始期	平成 18 年 1 年目	平成 19 年 2 年目	平成 20 年 3 年目	平成 21 年 4 年目	平成 22 年 5 年目	17 年～20 年 計	(参考) 数値目標
一般 行政	職員数	28	27	26	27	27	26	—	26
	増減		△ 1	△ 2	△ 1	△ 1	△ 2	△ 1	△ 2
教育	職員数	13	12	11	11	11	12	—	11
	増減		△ 1	△ 2	△ 2	△ 2	△ 1	△ 2	△ 2
公営 企業	職員数	3	4	4	3	3	3	—	4
	増減		1	1	0	0	0	0	1
計	職員数	44	43	41	41	41	41	—	41
	増減		△ 1	△ 3	△ 3	△ 3	△ 3	△ 3	△ 3

2. 職員の給与の状況

(1) 総括

①人件費の状況（平成 21 年度普通会計決算）

住民基本台帳人 口 (21 年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成 20 年度の人 件費率
人	千円	千円	千円	%	%
3,074	2,399,410	137,852	319,588	13.31	17.31

②職員給与費の状況（平成 21 年度普通会計決算）

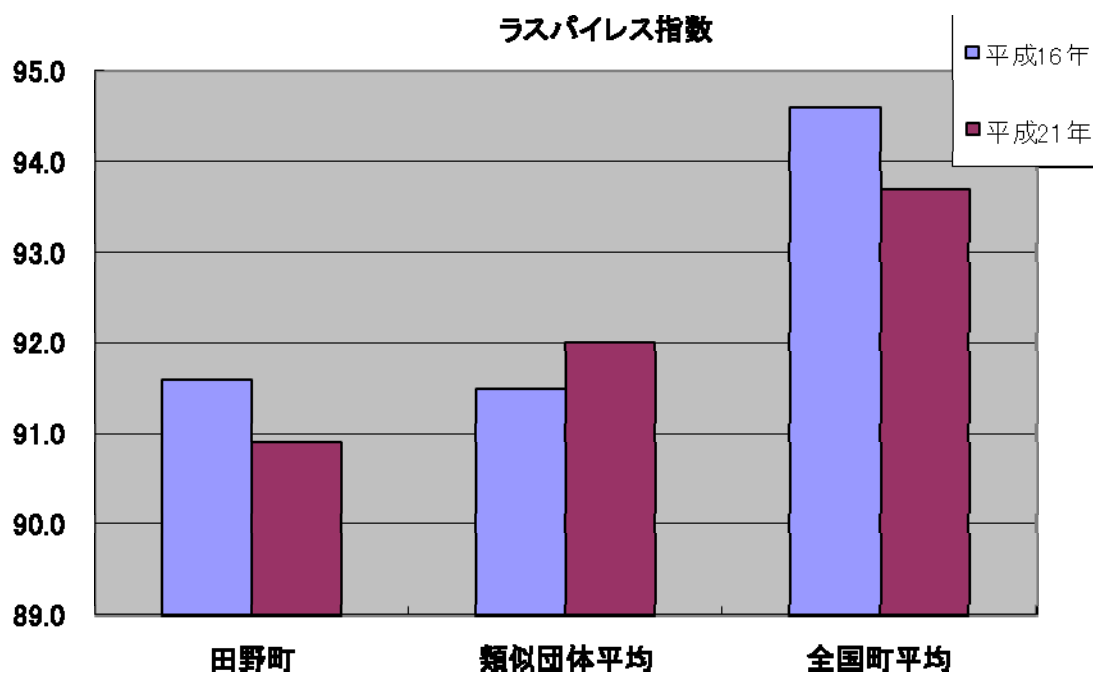
職員数 A	給与費				一人あたり給与費 B/A
	給料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 B	
37	143,811	15,526	51,768	211,105	5,705

③給与抑制措置の状況

職員の 2 級～5 級の者 3%、6 級の者 5%減額としていた給料の減額措置を終了。

④ラスパイレス指数の状況

	平成 16 年	平成 21 年
田野町	91.6	90.9
類似団体平均	92.8	93.5
全国町平均	93.7	94.6



(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

①職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成 21 年 4 月 1 日）

一般行政職	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
田野町	37.3 歳	266,778 円	297,629 円	289,006 円
高知県	44.5 歳	343,612 円	397,550 円	363,777 円
国	41.5 歳	325,521 円	—	391,770 円
類似団体	43.1 歳	318,681 円	357,062 円	349,212 円

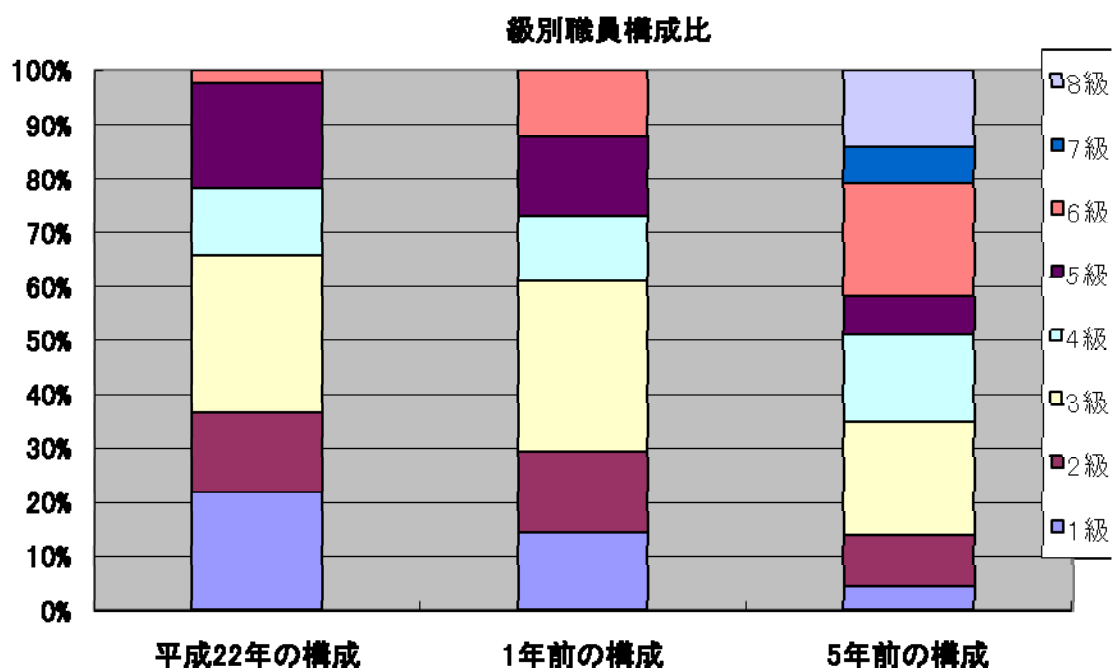
②職員の初任給等の状況（平成 21 年 4 月 1 日）

区分		田野町	高知県	国
一般行政職	大学卒	162100 円	172700 円	I 種 185800 円 II 種 172200 円
	高校卒	140600 円	140600 円	140100 円
単労職	高校卒	133700 円	144900 円	137200 円
	中学卒	122100 円	129700 円	129200 円

(3) 一般行政職の級別職員数の状況

①一般行政職の級別職員数の状況（平成22年4月1日）

区分	標準的な職務内容	職員数（人）	構成比（%）
1級	主事	9	22.0
2級	主幹	6	14.6
3級	係長	12	29.3
4級	主監	5	12.2
5級	課長補佐	8	19.5
6級	課長	1	2.4
計		41	100.0



※ 平成18年度に8級制から6級制に改正があり、5年前の構成とは異なっている。

〈参考〉

5年前の級の構成	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
平成18年度以降の級の構成	1級	2級	3級	4級	5級	6級		

(4) 職員手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

田野町			高知県		
1人当たり平均支給額（平成21年度）			1人当たり平均支給額（平成21年度）		
1,319千円			1,687千円		
（平成21年度支給割合）			（平成21年度支給割合）		
	期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当
6月期	1.25月分 (0.7月分)	0.685月分 (0.3月分)	6月期	1.25月分 (0.7月分)	0.7月分 (0.3月分)
12月期	1.5月分 (0.75月分)	0.635月分 (0.4月分)	12月期	1.5月分 (0.75月分)	0.65月分 (0.4月分)
計	2.75月分 (1.45月分)	1.32月分 (0.7月分)	計	2.75月分 (1.45月分)	1.35月分 (0.7月分)
（加算措置の状況） 職制上の段階・職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%			（加算措置の状況） 職制上の段階・職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～20%		

② 退職手当

田野町			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5月分	30.55月分	勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分	勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分	勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置（2～20%加算）		

③ 時間外勤務手当

支給実績（平成21年度決算）	3,627千円
職員1人当たり平均支給年額（平成21年度決算）	88千円
支給実績（平成20年度決算）	2,880千円
職員1人当たり平均支給年額（平成20年度決算）	76千円

④その他の手当

手当名	内容	支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(平成21年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(平成21年度決算)
管理職手当	管理または監督の地位にある職員に対して支給	33,200 円	同	—	3804 千円	345,782 円
扶養手当	扶養親族のある職員に支給	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者 13000 円</li> <li>・配偶者以外 6000 円</li> <li>・扶養親族でない配偶者を有する職員の扶養親族のうち 1 人 6500 円</li> <li>・配偶者のいない職員の扶養親族のうち 1 人 11000 円</li> <li>・扶養親族のうち 15 歳に達する日以後の年度末までの間にある子 1 人につき 5000 円を加算</li> </ul>	同	—	3504 千円	194,639 円
住居手当	<p>1. 自ら居住するための住宅を借り受け、月額 12000 円を超える家賃を支払っている職員</p> <p>2. 当該職員の所有に係る住宅で新築もしくは購入後 5 年を経過していないものに居住している職員で世帯主であるもの</p>	<p>1. 借家借間居住者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家賃 23000 円以下 家賃-12000 円</li> <li>・家賃 23000 円以上 55000 円未満 <math>(家賃-23000) \times 0.5 + 11000</math></li> <li>・家賃 55000 円以上 27000 円(支給限度額)</li> </ul> <p>2. 自宅 2500 円</p>	同	—	2746 千円	274,550 円
宿日直手当	職員が宿日直業務をした場合に支給	1 回 4200 円	同	—	101 千円	7200 円
通勤手当	町外から通勤の	距離に応じて 2000 円から 24500	異	片道 2 キロ以	812 千円	202,950 円

	ため、片道3キロ以上自動車等を利用している職員に支給	円支給		上から支給		
管理職特別勤務手当	管理職手当が支給されている職員が週休日等に勤務した場合に支給	週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合、6時間未満の場合8000円、6時間以上の場合12000円を支給	同	—	179千円	16,273円

(5) 特別職の報酬等の状況

区分		給料月額等
給料	町長	644,000円 (700,000円)
	副町長	581,000円 (611,000円)
	教育長	538,000円 (566,000円)
報酬	議長	226,100円 (238,000円)
	副議長	182,400円 (192,000円)
	議会常任委員長	167,200円 (176,000円)
	議員	156,800円 (165,000円)
期末手当	町長 副町長	(平成21年度支給割合) 6月期 1.25月分 12月期 1.5月分 加算措置 15%
	議長 副議長 議会常任委員長 議員	(平成21年度支給割合) 6月期 1.25月分 12月期 1.5月分 加算措置 15%
退職手当	町長	(算定方式) (支給時期) 給料×在職年数×500/100 (任期毎)



	副町長	給料×在職年数×300/100	(任期毎)
	教育長	給料×在職年数×250/100	(任期毎)

注) 給料月額の( )内の金額は減額前の金額です。

町長は8%、副町長、教育長は5%、議長、副議長、議会常任委員長、議員は5%の減額を行っています。

### 3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

#### (1) 勤務時間等

職員の勤務時間については、条例等により、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間あたり40時間としており、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員を除き、その勤務時間は月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき8時間としています。

また、一般的な職員の勤務時間は午前8時30分から午後5時30分までとなっており、休憩時間は午後0時から午後1時までとなっています。

週休日とは勤務時間を割り振らない日をいい、原則として日曜日及び土曜日が週休日となっています。

休日とは、正規の勤務時間において勤務を要しない日をいい、国民の祝日に関する法律に規定する休日又は年末年始の休日(12月29日から1月3日まで)をいいます。

#### (2) 休暇の種類

職員の休暇には、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び組合休暇があります。

##### ①年次有給休暇

年次有給休暇は、1年ごとに付与する休暇で、その日数は1年において20日となっており、1日または1時間単位で取得することができます。また、年次有給休暇は当該年の翌年に20日を超えない範囲内の残日数を繰越することができます。

##### ②病気休暇

職員が疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇です。

- ・ 労働安全衛生法第68条の規定に基づき厚生労働省令で定められた疾病にかかっている期間
- ・ 上記の疾病(予防注射又は予防接種による著しい発熱等の場合含む)又は負傷については、医師の証明等に基づき必要最小限度の期間
- ・ 上記2つに規定する場合であって、公務によらない結核性疾患にあつては1年以内、その他の私傷病にあつては引き続き90日を超えない期間とする

### ③特別休暇

選挙権の行使、交通機関の事故等特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合における休暇とする。

場合	期間
1) 職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
2) 職員が証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の会議その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
3) 職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の届出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
4) 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動</li> <li>・ 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって町長が定めるものにおける活動</li> <li>・ 上記2つに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動</li> </ul>	1の年において5日の範囲内の期間
5) 職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	連続する5日の範囲内
6) 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である女子職員が申し出た場合	出産までの申し出た期間
7) 女子職員が出産した場合	出産の翌日から8週間を経過する日までの期間
8) 生後1年に達しない生児を育てる女子職員が、その生児の保護のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間
9) 職員が妻の出産に伴い出産に係る入院若しくは退院の際の付添い、出産時の付添い又は出産に係る入院中の世話、子の出生の届出等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	2日の範囲内でその都度必要と認める日又は時間
10) 職員の妻が出産する場合にあって、当該出産に係る子又は小学校の始	5日の範囲内でその都度

期に達するまでの子を養育する職員がこれらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき	必要と認める日又は時間
1 1) 小学校就学前の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1 つの年において 5 日の範囲内でその都度必要と認める日又は時間
1 2) 職員の親族が死亡した場合で、職員が葬儀、喪服その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	親族に応じ 7～1 日までの連続する日数の範囲内の期間
1 3) 職員が父母の追悼のための特別な行事のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1 日の範囲内の期間
1 4) 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	7 月から 9 月までの期間内における原則として連続する 3 日の範囲内
1 5) 地震、水害、火災その他の災害により職員の現住所が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	7 日の範囲内の期間
1 6) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間
1 7) 地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
1 8) 地方公務員法第 4 2 条の規定によりあらかじめ計画された能率増進計画の実施	計画の実施に伴い必要と認める期間
1 9) 女子職員の生理（著しく勤務することが困難な場合）	必要と認められる期間
2 0) 妊産婦である女子職員の健康診査及び保健指導	2 3 週までは 4 週間に 1 回、2 4 週から 3 5 週までは 2 週間に 1 回、3 6 週から出産までは 1 週間に 1 回について必要と認められる時間
2 1) 妊娠中の女子職員の通勤緩和	正規の勤務時間等の始め又は終わりにおいて、1 日を通じて 1 時間を超えない範囲内でそれぞれ必要とされる時間

#### ④介護休暇

職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母などで、負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが認められる場合における休暇で、連続する6月の期間内において必要と認められる期間とし、その勤務しない期間については無給とする。

#### ⑤ 組合休暇

組合休暇は職員が任命権者の許可を得て、正規の勤務時間中に登録された職員団体の業務又は活動に従事する期間とし、その勤務をしない期間については無給とする。

#### ⑥ 育児休業、部分休業

職員は任命権者の承認を受けて、職員の3歳に満たない子を養育するため、その子が3歳に達する日まで育児休業を取得することができる。

職員は任命権者の承認を受けて、職員の3歳に満たない子を養育するため、その子が3歳に達する日まで、1日の勤務時間の始めまたは終わりにおいて1日を通じて2時間を超えない範囲で部分休業をすることができる。

### 4. 職員の服務等の状況

#### (1) 年次有給休暇等の取得状況

平成21年の取得状況は次のとおりです。

平成21年度平均取得日数	平成20年度平均取得日数
9.0日	8.6日

平成20年度の病気休暇の取得は1名で期間は94日でした。

#### (2) 育児休業・部分休業・介護休暇の取得状況

平成21年度新たに育児休業の取得をした職員は1名です。

平成21年度新たに部分休業の取得をした職員はいません。

平成21年度新たに介護休暇の取得をした職員はいません。

#### (3) 懲戒処分等

平成21年度の分限処分はありませんでした。

平成21年度の懲戒処分はありませんでした。

### 5. 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

#### (1) 研修の状況

初任者研修などの階層別研修や、職員が現在ついている職の職務と責任の遂行に必要な知識を習得させるための各種研修について受講しています。

(2) 勤務成績の評定の状況

平成 21 年度は勤務成績の評定については勤勉手当の成績率に反映を行っています。

6. 職員の福祉の状況

(1) 健康診断の実施 (平成 21 年度)

健康診断受診者数 14 名

人間ドック受診者数 25 名

(2) 公務 (通勤) 災害の状況

平成 21 年度に公務災害は発生していません。

(3) 互助会等

高知縣市町村職員共済組合 43 名 掛金 844,003 円 負担金 844,307 円